

令和7年度 狩猟免許試験案内

高知県総合企画部中山間地域対策課 鳥獣対策室
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20(本庁舎3階)
電話(088)823-9042 FAX(088)823-9258
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080601/>

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下、本案内では「鳥獣保護管理法」といいます。)の規定に基づく狩猟免許試験を次のとおり行います。
ただし、天候等の状況によっては、日程変更や中止となる場合があります。
なお、その際は高知県ホームページ等において周知します。

1 試験の日時

日 時	締切日	試験を行う 免許の種類	会 場
令和7年12月13日(土) 午前10時から	12月1日 (月)	わな猟	四万十市防災センター (四万十市不破2058-20) 電話(0880)37-0009
令和7年12月14日(日) 午前10時から		第一種銃猟 第二種銃猟	
令和7年12月21日(日) 午前10時から	12月9日 (火)	わな猟	田野町ふれあいセンター (安芸郡田野町1456-42) 電話(0887)38-2511
令和8年1月17日(土) 午前10時から	1月5日 (月)	わな猟 網猟	高知県立ふくし交流プラザ (高知市朝倉戊375-1) 電話(088)844-9234
令和8年1月18日(日) 午前10時から		第一種銃猟 第二種銃猟	

2 狩猟免許の種類

- (1)第一種銃猟免許
装薬銃を使用する猟法(空気銃を使用する猟法もできます)
- (2)第二種銃猟免許
空気銃を使用する猟法
- (3)わな猟免許
わなを使用する猟法
- (4)網猟免許
網を使用する猟法(又は環境省令で定める猟法)

3 受験資格

高知県内に住所を有する人。

ただし、次のいずれかに該当する人は受験することができません。

- (1) 試験当日に18歳未満の人。ただし第一種銃猟及び第二種銃猟は20歳未満の人。
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん等、鳥獣保護管理法施行規則第47条で定める病気にかかっている人。
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者。
- (4) 前記(2)(3)以外で自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い人。
- (5) 鳥獣保護管理法又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない人。
- (6) 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない人。
- (7) 鳥獣保護管理法第50条第3項の規定により、過去の狩猟免許試験における不正行為等によって狩猟免許試験の受験を禁止されている人。

4 受験手続

(1) 申請書類等

ア 申請書（各地区猟友会又は県中山間地域対策課鳥獣対策室でお渡ししています。また、県中山間地域対策課ホームページからダウンロードできます。）
所定の申請書に必要事項を記入し、次の書類等を添付してください。

イ 手数料

次の金額の高知県収入証紙を申請書に貼付してください。

- ① 現在、有効な狩猟免許を有しない人（初心者）は、5,200円
- ② 現に有効な狩猟免許を有する人（一部免除者）は、3,900円

ウ 写真

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で、縦の長さ3cm、横の長さ2.4cmのもの1枚。

裏面に、受験者の氏名と撮影年月日を記入してください。

エ 医師の診断書（又は銃所持許可証の写し）

統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん病者、麻薬等の中毒者及び自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い人（鳥獣保護管理法第40条第2号から第4号）でないことの医師の診断書を添付してください。

ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可を現に受けている場合は、その許可証の写しを添付することにより、診断書の添付を省略することができます。

なお、市町村を通じて診断書料の補助を行っています。補助を受ける際は、受験する前にあらかじめ市町村に申請等をする必要があります。詳しくはお住まいの市町村役場にお問合せください。

オ 受験票用のはがき

日本郵便が発行する裏面が白紙の郵便はがきで未使用のものを1枚。

表面に、受験者の住所、氏名及び郵便番号を記入してください。

(2) 申請方法

前記(1)の申請書類等を、受験しようとする試験日の12日前(必着)までに、
県中山間地域対策課 鳥獣対策室又は(一社)高知県猟友会へ提出してください。

5 試験方法

(1) 試験の内容

ア 知識試験

択一式の筆記試験で、初心者の方は30問、一部免除者の方は10問です。
知識試験に合格されなかった人は、適性試験と技能試験の受験ができません。

イ 適性試験

視力、聴力及び運動能力について行います。
眼鏡や補聴器等を使用することができます。

ウ 技能試験

鳥獣判別試験や猟具の取扱いなど免許の種類に応じた課題について行います。

(2) 合格発表

試験終了後、試験会場において発表します。

6 注意事項等

- (1) 受験されない場合でも、申請書を受理した後に手数料をお返しすることはできません。
- (2) 試験当日は、受験票と筆記用具(鉛筆、消しゴム)を持参してください。また、猟具の取扱いについての試験及び運動能力試験が行うことができる服装でお越しください。
- (3) 適性試験の際に眼鏡や補聴器等が必要な人は持参してください。
- (4) 知識試験の開始から15分を経過して遅刻した場合は、受験することができません。
- (5) 試験当日に体調不良の方(せきや発熱等の症状がある方)は受験を控えてください。
- (6) 新型コロナウイルス感染症防止対策として、マスクの着用は任意となっておりますが、各自のご判断で適宜ご用意ください。
- (7) 駐車場は、事情により駐車できない場合もありますので、あらかじめご承知ください。
- (8) 各会場とも、試験の終了はおおむね午後4時頃を予定していますが、受験者数等、当日の状況により終了時刻は変動することがあります。
- (9) 試験終了後、合格者に対し狩猟に関する講習会(1時間程度)を開催しますので、ご参加下さい。参加は任意です。

7 問合せ先

狩猟免許試験についてのお問合せは、下記までお願いします。

- ◎高知県総合企画部中山間地域対策課 鳥獣対策室 (電話 088-823-9042)
- ◎(一社)高知県猟友会 (電話 088-856-6641)

(参考) 初心者講習会について

(一社) 高知県猟友会では、初心者講習会(有料)を実施しています。

日程や申込方法など詳細は、(一社) 高知県猟友会(電話 088-856-6641) 又は地区猟友会までお問合せください。

初心者講習会の受講は任意ですが、県では免許取得後、有害鳥獣捕獲にご協力をいただけることを要件に、市町村を通じて受講料の補助を行っています。

なお、補助を受ける際は、初心者講習会を受講する前にあらかじめ市町村に申請する必要があります。詳しくはお住まいの市町村役場にお問合せください。